

**（乗降口）**

**第24条** 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、保安基準第25条並びに細目告示第35条、第113条及び第191条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- (1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。この場合において、客室の乗降口のうち1個は、右側面以外の面に設けなければならない。
- (2) 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外のすべての者が利用できる乗降口をその左側面に1個以上設けなければならない。
- (3) 客室の乗降口には、確実に閉じることができるとびらを備えなければならない。ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。
- (4) 自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20キロメートル毎時未滿の自動車を除く。）の乗降口に備えるとは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがない構造でなければならない。
- (5) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、左の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。
  - イ 乗降口の有効幅は、600ミリメートル以上であること。
  - ロ 乗降口の有効高さは、1600ミリメートル（細目告示第33条第1項、第111条第1項又は第189条第1項の規定により通路の有効高さを1200ミリメートルとすることができる自動車にあつては、1200ミリメートル）以上であること。
  - ハ 空車状態において床面の高さが地上450ミリメートルをこえる自動車の乗降口には、一段の高さが400ミリメートル（最下段の踏段にあつては、450ミリメートル）以下の踏段を備えること。
  - ニ 乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。
  - ホ ハの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。
- (6) 幼児専用車の乗降口は、左の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。
  - イ 空車状態において床面の高さが地上300ミリメートルをこえる自動車の乗降口には、一段の高さが200ミリメートル（最下段の踏段にあつては、300ミリメートル）以下であり、有効奥行（当該踏段の前縁からその直上の踏段の前縁までの水平距離をいう。以下同じ。）が200ミリメートル以上である踏段を備えること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350ミリメートル以上の部分についてその有効奥行が200ミリメー

ルあればよい。

ロ 乗降口及び階段は、前項（ハを除く。）の基準に準じたものであること。

- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

| 自 動 車   | 条 項         |
|---|-------------|
| (1) 昭和26年12月31日以前に製作された自動車  | 第5号ハ        |
| (2) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車（旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。）   | 第2号、第5号ロ及びハ |
| (3) 昭和37年9月30日以前に製作された乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車で、旅客の用に供する乗降口（乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口（運転者のみに用に供するものを除く。）を除く。）が有効高さ900ミリメートル以上有効開口幅500ミリメートル以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席（乗降口から直接着席できるものを除く。）までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ1200ミリメートル以上有効幅300ミリメートル以上又は有効高さ900ミリメートル以上有効幅500ミリメートル以上であるもの（乗降口又は旅客の出入りに際して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。） | 第5号イ及びロ     |
| (4) 昭和45年12月31日以前に製作された自動車  | 第1号後段       |
| (5) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車  | 第4号         |

- 3 平成24年8月11日以前に製作される自動車については、細目告示第35条第1項中「協定規則第11号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足第2改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。第113条において同じ。）」及び第113条第1項中「協定規則第11号の技術的な要件」を、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添36「とびらの開放防止の技術基準」と読み替えることができるものとする。

- 4 次に掲げる自動車については、細目告示第35条第1項、第113条第1項及び第191条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第68号）による改正前の細目告示第35条第1項、第113条第1項及び第191条第1項の規定に適合するものであればよい。

- (1) 平成27年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5トン以下の自動車
- (2) 平成30年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及

び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5トンを超える自動車

- 5 平成26年3月31日以前に製作された自動車については、細目告示第35条第2項第3号、第113条第2項第3号及び第191条第2項第3号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第341号）による改正前の細目告示第35条第2項第3号、第113条第2項第3号及び第191条第2項第3号の規定に適合するものであればよい。
- 6 次の各号に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トン以下のものについては、細目告示第35条第1項及び第113条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第35条第1項及び第113条第1項の規定に適合するものであればよい。
  - (1) 平成28年8月31日以前に製作された自動車
  - (2) 平成28年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
    - イ 平成28年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 平成28年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成28年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの
    - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 7 次の各号に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トンを超えるものについては、細目告示第35条第1項及び第113条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第35条第1項及び第113条第1項の規定に適合するものであればよい。
  - (1) 平成30年1月26日以前に製作された自動車
  - (2) 平成30年1月27日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
    - イ 平成30年1月26日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 平成30年1月27日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年1月26日以前に指定を受けた型式指定自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの
    - ハ 国土交通大臣が定める自動車